

## 社外役員の独立性基準

当社は、(株)東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、次の各号のいずれにも該当しない場合、社外役員に独立性があると判断しています。

- ①当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者、又は過去 10 年間において当社グループの業務執行者であった者
- ②当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
- ③当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
- ④当社グループの会計監査人又はその社員等として所属する者
- ⑤当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑥当社グループから多額の金銭その他の財産による寄付を受けている者（当該寄付を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑦当社グループの主要な借入先又はその業務執行者
- ⑧当社の主要株主又はその業務執行者
- ⑨当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- ⑩過去 3 年間において、第 2 号乃至前号に掲げるいずれかに該当していた者
- ⑪前各号に掲げるいずれかに該当する者（重要な業務執行者に限る。）の配偶者及び二親等内の親族
- ⑫社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者

※ 1「業務執行者」とは、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 6 号に規定する業務執行者をいう。

※ 2「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して商品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）であって、直近事業年度における取引額が、当該取引先グループの年間連結売上高の 2 %を超える者をいう。

※ 3「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが商品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の 2 %を超える者をいう。

※ 4「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が直近事業年度において 1,000 万円を超え、かつ、その者の直近事業年度における総収入額の 2 %を超える金銭その他の財産上の利益をいう。

※ 5「主要な借入先」とは、直近事業年度に係る事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先をいう。

※ 6「主要株主」とは、直近事業年度末における議決権保有割合が 10%以上（間接保有の場合を含む。）の株主をいう。

※ 7「重要な業務執行者」とは、取締役及び部長格以上の使用人である者をいう。

※ 8「社外役員の相互就任の関係」とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう

以上